

令和元年第5回

甲佐町議会臨時会会議録

令和元年8月16日

熊本県甲佐町議会

8月16日（金曜日）

令和元年第5回甲佐町議会（臨時会）目次

○8月16日（第1号）

| | |
|---|----|
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 本会議に職務のために出席した者の職氏名 | 1 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名 | 1 |
| 開会・開議 | 3 |
| 日程第1 会議録署名議員の指名について | 3 |
| 日程第2 会期の決定について | 3 |
| 日程第3 町長の提案理由の説明について | 3 |
| 日程第4 承認第6号 専決処分の報告及び承認について | 4 |
| 日程第5 議案第34号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 の制定について | 9 |
| 日程第6 議案第35号 工事請負契約の変更について | 13 |
| 日程第7 議案第36号 工事請負契約の変更について | 17 |
| 日程第8 議案第37号 工事請負契約の変更について | 23 |
| 日程第9 議案第38号 工事請負契約の変更について | 30 |
| 閉会 | 36 |

令和元年第5回甲佐町議会（臨時会）議事日程

(第1号)

1. 招集年月日 令和元年8月16日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 8月16日 午前10時00分 議長宣告
1. 閉会 8月16日 午後0時20分 議長宣告

1. 出席議員

| | | |
|-----------|----------|---------|
| 1番 甲斐良二 | 2番 甲斐高士 | 3番 田中孝義 |
| 4番 鳴瀬美善 | 5番 森田精子 | 6番 佐野安春 |
| 7番 荒田博 | 8番 宮本修治 | 9番 福田謙二 |
| 10番 井芹しま子 | 11番 宮川安明 | 12番 本田新 |

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本幹春 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

| | |
|-----------------|-------------------|
| 町長 奥名克美 | 副町長 師富省三 |
| 会計管理者 山本洋子 | 総務課長 一圓秋男 |
| 企画課長 北野太 | 地域振興課長 北畑公孝 |
| くらし安全推進室長 佐々木善平 | 税務課長 古閑敦 |
| 住民生活課長 井上理恵 | 総合保健福祉センター所長 奥村伸二 |
| 福祉課長 福島明広 | 農政課長 井上幸介 |
| 建設課長 志戸岡弘 | 環境衛生課長 橋本良一 |
| 会計課長 山本洋子 | 町民センター所長 中林健次 |
| 教育長 蔵田勇治 | 学校教育課長 荒田慎一 |
| 社会教育課長 吉岡英二 | 農業委員会事務局長 井上幸介 |
| 選挙管理委員会書記長 一圓秋男 | |

1. 開会 8月16日 午前10時00分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の提案理由の説明について

日程第4 承認第6号 専決処分の報告及び承認について

日程第5 議案第34号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第6 議案第35号 工事請負契約の変更について

日程第7 議案第36号 工事請負契約の変更について

日程第8 議案第37号 工事請負契約の締結について

日程第9 議案第38号 工事請負契約の締結について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

定足数に達しますので、これより令和元年第5回甲佐町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮川安明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、12番、本田新議員、1番、甲斐良二議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮川安明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本日の臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について、議案第34号、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号及び議案第36号、工事請負契約の変更について、議案第37号及び議案第38号、工事請負契約の締結について、以上6件を上程いたします。

日程第3 町長の提案理由の説明について

○議長（宮川安明君） 日程第3、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和元年第5回甲佐町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中にご参集をいただき、誠にありがとうございました。

また、私ごとで恐縮ではございますけれども、先般執行されました甲佐町町長選挙におきまして、ありがたく4期目の再選を果たさせていただいたところであります。今後4年間再度町政を預かることになり身の引き締まる思いでいっぱいではありますが、精いっぱい努めてまいりますので、議員各位には引き続きのご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、4期目は9月1日からの任期というふうになりますので、9月の定例議会の所信表明の中で4期目にかける思いを述べさせていただきたく存じます。その節はどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ではございますけれども、提案をいたしております各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今期臨時会に提案をいたしております案件は、承認案件1件、条例案件1件、工事請負契約の変更案件が2件、工事請負契約の締結案件2件の合わせて6件でございます。

まず、承認案件につきましては、令和元年度甲佐町一般会計補正予算第2号の専決処分の報告及び承認を、条例案件につきましては、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定をお願いすることといたしております。

また、工事請負契約の変更につきましては、芝原地区液状化対策工事及び甲佐町子育て支援住宅新築工事の工事内容変更に伴う契約金額の変更、工事請負契約の締結につきましては、安津橋総合運動公園――仮称でございます、テニスエリア整備工事及び井戸江峡キャンプ場整備工事の契約締結を、いずれも議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会のご議決をお願いするものであります。

なお、各議案のご審議の節は各担当課長等に説明をいたさせますので、適切なお議決をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） 以上で、奥名町長の提案理由の説明を終わります。

日程第4 承認第6号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第4、承認第6号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 承認第6号についてご説明申し上げます。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるものでございます。

令和元年8月16日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。専決処分書です。

専第6号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和元年7月3日。町長名です。

記。1、令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）です。

次の次のページをお願いいたします。1ページです。

令和元年度甲佐町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,122万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億9,196万円といたしております。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によります。

令和元年7月3日。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。款13分担金及び負担金に114万3,000円を追加し、6,101万5,000円としております。1の負担金です。

款16県支出金に727万5,000円を追加し、8億9,509万6,000円としております。2の県補助金です。

款19繰入金に111万1,000円を追加し、4億6,080万5,000円としております。1の基金繰入金です。

款22町債に1,170万円を追加し、12億9,010万円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額78億7,073万1,000円に2,122万9,000円を追加し、78億9,196万円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款10災害復旧費に2,122万9,000円を追加し、1億6,710万8,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費、2の公共土木施設災害復旧費です。

歳出合計、補正前の額78億7,073万1,000円に2,122万9,000円を追加し、78億9,196万円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債補正です。1、変更です。災害復旧事業債、補正前の限度額8,080万円に1,170万円を追加し、補正後の限度額を9,250万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更はございません。

今回の専決処分につきましては、6月30日から7月2日にかけての豪雨災害によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。

本田議員。

○12番（本田 新君） 8ページに歳出のほうで、今回農業用とか林業及び公共用施設の災害復旧費ということでされております。簡単でございまして、主だったもので結構ですのでどういったことをされたのか、それをちょっとご紹介してください。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。

今回6月30日の豪雨災害によりまして、農地のほうにつきまして3カ所、農地の法面の崩壊でございます。それと農業用施設が1カ所、ため池、これも法面の小規模な崩壊でございます。それと林道についても1カ所、これも路肩の崩落でございます。これにつきましては、現在、設計のほうを一部発注しておりまして、今後の災害査定に備えるというところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） わかりました。

一つ、農政課長のほうにご見解を聞きたいと思ったのは、前の農政課長のときにですね、その前年度に農地の復旧工事が行われました。そこで言われたのは、実際に水を入れて田植えをしてみらんとわからんよということもありますという、前の課長はそういう答弁をされとった。今回、あなたのところには、今年田植えをやって何かそういったので不都合とか、農家からそういった話はあるのかなかったのか、あったとするならばそれに対してどういう考え方を持っておられるのか、それをお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 田面の災害復旧についてでございますけれども、昨年、それと今年度に入りまして何件か復旧が完了しておいて、幾つかまだ完了してない部分もでございます。事業が終わって今もう田植えを終わられて、水を張られた段階で、幾つかやっぱ問題点というのは出てきております。それに関しまして、基本的にはその作物、水稲等を作付ができるような状態であるということであれば、特に問題ないと思っておりますけれども、ただ、作が特にできないような状態ということも話を聞いております。そこにつきましては個別の案件について対応して、今のところそこで終わった部分もございまして、今後ちょっと対応していきたいという部分で本人さんとお話をしているところもございまして。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） わかりました。そういう対応を取られるということで、私のほうから一つだけ言わせていただきたいのは、今回、農地の復旧に当たっては、大体の農地は田んぼのですね、真ん中付近はそんなにへこまずに、用水側と排水側のがへこんだと。工事されたのは、それを平らにされたというので行われたわけです。すると、真ん中はもともとへこんでないからかたいんですよ。そこを、その土を排水側と用水側にやったから、どうしても、いわゆる盛土みたいな形で、十分に転圧がなされてなかったというんじゃないかと思う点があります。農地というのは、せめて高低差が10センチ未満、10センチ未満ですね、ぐらいでなされないと、水を張って水がかかるところとかかからないところがあったんでは、それはとても水稲ができないというのはあります。そこまではまだいってないのかどうなのか、そういったことも私はあると思っておりますので、そこらあたりもですね、一つこれから調査なりをされて、また、できるならばそれに対する対応をしっかりとって

ただきたいというのだけ、一つだけお願いをしたいというので、意見をさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） ありがとうございます。実際の田面の復旧をして今年が1年目というところも多うございます。その復旧をした初年度、1回トラクターで田んぼを耕起するとか、そういったところで解消ができない部分、2年、3年耕起しなければなかなか平らにならないという部分もございます。ただ、検査の段階で水平はとっておりますけど、議員さんがおっしゃるとおり、転圧の問題もあると思われれます。農業者の方に耕起をしていただいて、それでもどうしてもできないというような場合につきましては、また個別のお話で対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、公共土木施設災害復旧費についてご説明をいたします。

今回、13測量設計委託料350万の補正につきましては、河川災害復旧費の6カ所分となっております。それと、14の使用料及び賃借料につきましては、6月30日から7月2日にかけて豪雨災害に伴う道路あたりの崩土が発生しましたので、その除去費として重機借り上げ費用を計上させていただいております。

なお、工事費につきましては、実施測量設計が済んでから、12月議会あたりでご提案をさせていただくこととしております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） はい、9番。関連でお尋ねいたします。

今、課長のほうから個人の方と対応して進めていくと言われたんですけども、集中豪雨とかで、まだまだ集中豪雨から3年たっても田植えができないところなんかの状態ですね、こういうところの税金の減額というのはどういうふうに考えておられるとですかね、これは。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（古閑 敦君） 豪雨等で被害を受けた田面につきましては、この前、熊本地震の後の大雨で流出しております宮内方面、そちらのほうの田面については今、免除しているような状況です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） てことは、それは集中豪雨があつてからずっとということですか。3年間ですかね。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（古閑 敦君） 3年間というところで今、減免をしているところです。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 今のは宮内地区ということでございますけれども、ほかの地区でもそういうところがあるかと思えますけれども、そういうところの対応というか、そういうところはほかの地区ではなかったですかね。まだ田植えができないとか、そういうところ。あつとでしょう。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。

実際ですね、まだ田面復旧が全て100%甲佐町全域で終わっているということではございません。現在のところ、まだ田植えができないというところも若干ございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（古閑 敦君） すみません、申しわけございませんでした。

農地等の減免につきましては、税法上では、流出してなくなった部分とか、そういった分については減免の措置がありますけれども、今言われたように農地がつかれない部分とか、そういった部分についての法的な減免というのがございませんので、現在は対応していないところです。

以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 今のをもう一回最初から言ってもらっていいですか。何については減免できるが、何についてはできないということで、もう一度いいですか。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（古閑 敦君） すみません。流出した農地等につきましては、流出して形がないものとか、そういった部分については減免の措置がありますけれども、先ほどの作物がつかれないとか、そういった部分での減免の措置がありませんので、現在は対応していないところです。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） じゃあ一つはですね、河川が氾濫して田んぼに石とか岩が入って3年間つかれない状態、そういう場合も該当しないということですね。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（古閑 敦君） 流出の部分のみ対応になりますので、その部分については減免の措置はありません。

○9番（福田謙二君） わかりました。

○議長（宮川安明君） ほかに。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番。ページでいきますと8ページですね、款10の災害復旧の応急災害復旧費の重機借上料でございますけれども、対象になるのはおそらく、災害復旧ということですので、道路とか河川、町が管理されているものが対象だと思うんですけども、私たちのところにも多くの里道がございますけれども、里道について、崩土だったり路肩が崩れたりとかいうことで、維持管理が非常に厳しいところがあるんですけども、これについても重機借り上げの対象になると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 里道についても、生活道路だったり、地元のほうである程度の除去をされて機械が必要な場合にはですね、重機借り上げで対応をしております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 承認第6号、専決処分の報告及び承認についてであります、この中身を見てみますと、災害復旧費に予算を計上されておるようでありますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、承認第6号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

日程第5 議案第34号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第5、議案第34号「町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 議案第34号についてご説明申し上げます。

議案第34号、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することといたしております。

令和元年8月16日提出。町長名です。

提案理由といたしまして、町長等の給料を減額するため、本条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第204条第3項の規定に基づき、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

附則に次の1項を加える。

第14項、令和元年9月に支給する町長及び副町長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、それぞれ同条の規定による額から当該額の10分の1に相当する額を減じて得た額とする。

附則、この条例は公布の日から施行する。

別紙のほうの説明資料をごらんください。

説明資料でございます。

資料の中で、資料の1では、町長等の給料及び旅費に関する条例から第3条及び別表第1を抜粋しております。

第3条でございます。町長等の給料の額は別表第1によるとなっております。

別表1でございます。別表1につきましては、ここに町長、副町長、教育長の現行の給料の額を示しております。

2の令和元年9月に支給する給料月額につきましては、現行の額から10分の1を減じた額を記載しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。この10分の1の減額ということは、職員の処分のことであったと思います。職員の処分は2件あったと思いますけども、この2件を一緒にしてこの10分の1を、これは1カ月間ですかね。てことは、それが6月に2件あったということで、じゃあこれが別々だったらこれはどういう、町長、副町長のこの減額というのをですよ、なっとったか、そのところを。別個にするならばどういうふうな考えを持っとったかをちょっと聞かせてください。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時29分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） お答えいたします。

今回の件につきましては、今言われましたとおり2件ございました。1件については、本当に私的な案件ということもございました。また、同月、同時期にこういうものが発生したということで、並行していろんな調査等も行いながら進めていったところがございます。そういう関連もありまして、同じ月で1件といいますか、一つの事案として同時に進めていったということで、今回は1カ月の部分で終了させていただいております。

説明になったかどうかわかりませんが、今回のような事件につきましては、なかなか2回同じ月にあるということがございません。今までも過去にもございませんでしたし、そういうこともございまして、今回の中でですね、それを処理する中で、一つは完全に個人的な私的な部分というのもありまして、そういうことで処分をさせていただいております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。19歳の方の件ですけども、今年4月に入られてまだ何カ月もたっていないということで、これは相当責任もあるかと思えますよね、採用したほうにもですね。だからその点……。前回のときにですね、いろいろ説明を聞いたんですけども、今後の職員の指導、それと今回のようなこの町長、副町長の減額ですよ、1カ月分の、こういうのもやっぱ1回しっかり議論をしていたほうが。まあこれは執行部側ですよ、お話であって、私たち議員ももう少しそういうのもですね、しっかり話し合わなければいけないかなと思いますけれども。どうでしょうかね、ほかの議員さんたちも、ここはせっかくあるけんですよ。今から議員さんに聞くわけにはいきませんが、執行部側としてはどのように思われるんですかね。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。6月ですよ、全員協議会の中で、私のニュアンス的にはですね、9番議員がおっしゃられたとおり、10分の1と10分の1を足して、5分の1程度の減額があるのかなという話を議会終わりのときにですね、ほかの議員さん方とお話をしたことを思っております。なので、今回についてはこれで、9月にまた上程されるのかなというような思いでございました。私の思いとしては以上でございます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今回提案しております処分の経緯については、この後、副町長のほうから若干説明をしてもらいます。

それから、19歳の職員の採用に関してのお話がありましたけれども、当時の面接のときの彼の対応と、それから受験態度等を考えてみましたときに、こういう状況になるとはゆ

めゆめ思いもしないような、非常に好感が持てるような好青年だったというような印象を強く持っております。

ただ、公務員法のいろいろな取り組みの中で、1年未満、試用期間といいますか、そういう中での、いわゆる見きわめをする期間内での今回の処分だと思っておりますので、私としては、早い時期にと言ったらちょっと言葉が悪いんですけども、こういう事態を招いたことではありますけれども、町としては的確な処分をさせていただいたと、本人に対しては処分させていただいたというふうに理解をしているところであります。

以上です。

○議長（宮川安明君） 師富副町長。

○副町長（師富省三君） 今、町長のほうからありましたとおり、採用時はですね、なかなか本人を見きわめるというのもですね、非常に難しい部分がございます。そういった意味で、条件つき採用期間、半年間というのが定められております。その間は、どちらかというに分限処分ですね、職務が能力的に劣っているとか、なかなか遅刻が多いとかですね、そういったことで分限処分の対象になって、状況に応じて採用しないとかですね、そういったことができるような制度になっておりまして、もし半年間でどうもこれまだどうかかなと思うときには、あと半年間だけはですね、延長ができるというような制度になっております。

19歳の職員の場合には、まだ半年間経っていない状況であったわけですがけれども、そういうことで、本人の性格とか、日ごろの勤務態度とかいう部分ではですね、非常にそういう悪い面はですね、見えなかったというのが実態でございます。非常に好感を持てる青年だったというふうに担当課長からも話がありましたし、私もそういうふうな認識でおりました。

町長と私の給料の減額の部分は、甲佐町職員懲戒等審査委員会の場で議論をしまして、過去の町の職員の処分の事例とそのときの上司の処分の事例、監督者である町長、副町長、あるいは教育長がかかわる場合には教育長も含めての処分の事例等を参考にしながらですね、判断をして、町長のほうに答申をしたというような状況でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑はありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第34号、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。この件につきましては、職員の不祥事を招いた、

それに対する監督不行き届きというものであり、町長、副町長におかれては、十分と自身に対する戒めという部分があると私は思っております。こういったことが行われぬように、今後ともここにいらっしゃる町長はじめ管理職といわれる皆さん方がしっかりとした管理、その職責を果たされることをお願い申し上げて、本案に賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第34号「町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

日程第6 議案第35号 工事請負契約の変更について

○議長（宮川安明君） 日程第6、議案第35号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、議案第35号についてご説明申し上げます。

議案第35号、工事請負契約の変更について。平成31年第3回議会臨時会において議決された芝原地区液状化対策工事のうち、契約金額「1億1,140万6,880円」を「1億7,352万8,847円」に変更するものでございます。

令和元年8月16日提出。町長名でございます。

提案理由については省略させていただきます。

今回の工事変更請負契約については、平成31年第3回議会臨時会において、軽微な変更については町長の専決により実施をさせていただくことでご了解をいただいておりますが、今回は地盤改良など追加工事があり、契約金額が多額であるため、変更契約について議会の議決を再度求めるものでございます。

次のページをごらんください。

説明資料1に仮契約書の写しを添付しております。

工期の記載はございませんが、現工期は令和元年10月31日までとなっております。

次のページをごらんください。

説明資料2に今回の変更内容と、説明資料3に平面図を添付をしております。そちらに基づきましてご説明をさせていただきます。

今回の変更契約額は税込みの1億7,352万8,847円となり、6,212万1,967円の増額となります。

内容につきましては、1番目に水替工の変更です。水替工を52日から160日に変更し、変更金額は98万3,000円の増額となります。理由といたしましては、管路埋設のため掘削

を行ったところ、地下水が多く施工箇所からの排水だけでは追いつかず、マンホール等からの排水も必要となったために変更をしております。

次に、2番目につきましては、構造物取壊工の変更です。コンクリート舗装を取り壊したところ、当初10センチで想定していた舗装厚が20センチと厚く、また鉄筋を含んでいたため、取り壊し工と処分費用が変更になっており、変更金額が205万9,000円の増額となります。平面図で示している赤い色の部分となります。

3番目は側溝工の変更です。平面図では左上の青色の区間となります。当初、55メートルの落蓋側溝の再利用を計画しておりましたが、これを新たに300掛ける500の新しい側溝に変更し、変更金額は26万5,000円の増額となります。理由といたしましては、当初、既設側溝の再利用で計画していましたが、個人宅の排水の位置を確認したところ、既設側溝の流用では排水の高さが確保できないことが判明したもので、排水の高さを確保するために落蓋式側溝300掛ける高さが500に変更をして施工するものでございます。

4番目には、薬液注入工の追加です。薬液注入工を追加し、変更金額は5,239万4,000円の増額となります。変更の理由としましては、試掘を行ったところ、一部区間で地下水位が高く、水替工では地下水位を下げることができず施工ができませんので、薬液注入工による地盤の改良をして地下水の流入を防ぐことで、施工ができるようになります。それで、仮設工の変更を行い、平面図下に薬液注入の施工のイメージを載せております。平面図では緑色の部分が地盤改良をする部分であります。緑色の部分が、地下水を遮水する層となります。この改良剤の遮水性は恒久的なものではなく、一時的に機能し、時間の経過とともに遮水性は劣化し、改良剤として約10カ月ぐらいで普通の土質に還ってまいります。掘削の範囲の地盤に、約600本の薬液注入工を行って、仮設工の変更としております。

5番目に、交通誘導員の追加です。交通誘導員を292人から685人に変更し、変更金額は642万円の増額となります。変更理由といたしましては、施工区域が住宅地であるため交通の安全を確保するためと、施工体制の変更が生じたので交通誘導員を増としております。

以上が今回工事の変更内容となります。

なお、今後も、工事施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合、軽微な変更につきましては町長の専決により実施をさせていただき、工事が竣工する前までに変更契約の締結について議会へご提案させていただくということでご了解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。今、建設課長のほうからですね、説明資料2に基づき詳しい説明を受けましたが、この中で、4番の薬液注入工の追加というのが今回の変更の主なものというのがわかりますが、変更理由で、一部区間で地下水位が高く水替工では効果がなかったため土をかためるための薬液注入工を追加するというので、

5,239万4,000円というふうになっておりますが、この液状化対策工事を進める上で事前に調査ということもあっているかと思うんですが、そういったところで地下の状況について把握はできていなかったでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） こちらも佐野議員がおっしゃられるとおり、工事の前から地下水の観測を行っていましたので、今回の緑色の区間については、地下水が多いということは把握をしておりました。しかし、地下水の多い豊水期と渇水期がございまして、本来、冬の間にしていけば地下水位が下がるんですけども、今回は梅雨時期に行っていることも原因の一つと考えられ、薬液注入の区間が多くなったということでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今の説明によればですね、やっぱり渇水期と水が多い時期が違うということで、今の時期にしなければならぬということで5,239万円ということがありますが、であれば時期を変えてですね、水が少ないときにすれば、そういった費用ということは省略できたというようなことはないのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 当初の計画では渇水期、水が少ない時期に施工する予定としておりました。しかしながら、地域の方との話し合い等の結果、工事を一時休止する必要がありましたのでこの時期となりました。工事につきましても、令和元年度で工事を完了する予定となっておりますので、災害復旧工事として工事をもう1年遅らすということは、地域にとっても不利益なことになりますので、今回実施をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） この変更工事はおよそ6,200万円ですが、予算はどこから持ってくるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この予算につきましては、国の交付金を活用いたしております。交付金の裏の財源につきましては、公共災害復旧事業債を使って充てております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 私もですね、こういった問題についてはちょっと素人でありますのでお尋ねしますが、薬液注入というのは環境面でとか人体とか、そういったものについては影響はないのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 薬液注入の改良剤につきましては、幾つかの種類もございまして、今回使うやつにつきましては、10カ月ぐらいでその効果が劣化いたしまし

て普通の土壌に還るということで、人体への影響も少ないという結果も出ております。人体等に影響はありません。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） その薬剤もいろいろですね、安全性が問われるようなものもあれば、いろいろあると思うんですけどですね、どういう薬剤の名前なんですか。ちょっと教えていただけますか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○町長（奥名克美君） 薬剤の種類とかそういう化学的な、何と申しますかね、そういうところまでは資料を持ち合わせておりませんが、通常のトンネルとか下水道とか、そういう水をとめるための、そういうのに通常使われる工法でありますので、何ら心配は要らないというふうに考えております。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 2番でですね、コンクリートの舗装を壊したときにですね、鉄筋が含まれていたということなんですけども、コンクリート舗装で鉄筋がどういうふうにあったのか、ちょっとお聞きします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） コンクリートの厚さが20センチありますので、その間に、わかりやすく言いますと、碁盤の目のように鉄筋を組んでですね、コンクリート舗装を打設してあるということです。

以上です。

○議長（宮川安明君） おわかりですか。よろしいですか。ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番。③の側溝の変更でございますけれども、落蓋側溝の300掛ける300が、300掛ける500ということでございますので、おそらく深さのほうが、説明にもありますように、排水の位置等が低いところにおそらく出たということだと思います。これについてはですね、当初設計をする場合、排水の位置は事前に調査をして設計の計画高を決めるというのが大体基本かなと思うんですけど、今回30センチの深さから50センチの深さに下げているということです。となると、前後の取り付けの底板といいますか、その高さが今までの30センチよりも20センチ低くなりますので、排水をかけたときのその前後の取り付けは、排水は流れるようにはなりますよね。そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この芝原団地につきましては、当初、浄化槽の排水をですね、別途排水管で排水をされておりましたが、今回、液状化現象により宅地あたりの地盤もですね、損傷を受けてですね、浄化槽の排水をですね、今回、道路側溝のほうに排水することです、排水先を変更したということで、300から500の落蓋式側溝に変えて流れを取っているということでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） じゃあ、勾配は取れるということですね。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第35号、工事請負契約の変更についてであります、先ほど課長のほうの説明がありましたとおり、地域の住民の方との交渉が長引いたせいで、この雨期時期に、水の多い時期に工事がされるということでのちょっと出費がかさんでおります。かさんだというか、変更がされておりますけれども、しっかりとですね、工事をなされて、当初の目的であります液状化対策がしっかりとしたものとなって、地域住民のためになるというところまで、一つ最後まで頑張ってくださいということをお願いいたしまして、この議案に賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第35号「工事請負契約の変更について」を採決いたします。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第36号 工事請負契約の変更について

○議長（宮川安明君） 日程第7、議案第36号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 議案第36号、工事請負契約の変更について。平成30年第1回議会臨時会において議決された甲佐町子育て支援住宅新築工事のうち、契約金額「5

億7,780万円」を「5億8,517万7,815円」に変更するものでございます。

令和元年8月16日提出。町長名でございます。

提案理由については省略させていただきます。

次のページをごらんください。

仮契約書の写しを添付しております。こちらにも工期の変更がないことから記入がありません。今回の工期は令和元年8月28日までとなっております。

次のページをごらんください。

説明資料2に、今回の主な変更内容と変更理由を記載しております。それと、A3の説明図面に平面図、立面図、矩計図の3枚を添付しておりますので、変更理由書と図面とあわせて説明をさせていただきます。

変更の内容について、1番目が、躯体コンクリート量の増加であります。こちらは、土間下の下がり壁の設置について、外構の舗装の仕上がり高さで建物土間スラブ高さに高低差があり、擦りつけが必要なため下がり壁を設置したということです。

それと、バルコニー幅の拡大につきましては、バルコニーが広がることで使い勝手がよくなることと、工事の施工性も向上するために幅を拡張いたしました。こちらは各部屋のバルコニーとなります。

集会室のテラスの階段の追加については、集会室からテラスの外へ出る階段が大きく、安全性を考えて階段を1段追加することとしております。

躯体コンクリートの増加については、図面で説明しますと、赤い色の部分となります。建物の周りに下がり壁、壁の断面につきましては、図面の3番目を見ていただくとわかりやすいと思います。周りに全て下がり壁を設置しております。それと、バルコニーの拡張と集会室の階段の追加については、図面1の平面図下のほうに赤い色で示している箇所となります。

それらコンクリートの増加に伴う鉄筋、型枠、塗装、それぞれが増加しておりますので、増加金額で385万2,000円の増額となります。

2番目が、屋上の雨水対策です。近年の雨量の増加を考慮して、たて樋の本数を1本追加をしております。それにあわせて、側溝等の排水施設の追加を行っております。平面図でいいますと、平面図、立面図の青色の部分となります。合わせて23万2,000円の増額となります。

3番目が、簡易地耐力試験についてです。こちらは、建物両側のオレンジ色の箇所が駐輪場となっております。そちらの箇所が造成を行った土地であるために、地耐力を確認する必要がありますので、2カ所で試験を実施をしております。17万4,000円の増額となります。

4番目に、外部共用部の安全対策としまして、1階共用部の廊下の部分、平面図でいいますと黄色の部分となります。当初はコンクリート金ゴテ仕上げでありましたが、汚れや経年劣化を考慮して表面強化剤塗装としました。変更金額は66万4,000円の増額となります。

また、野外階段につきましては、安全性を考慮して階段の先にスリップ防止の金物の追加設置を行い、変更額が40万7,000円の増加となります。

手すりの追加につきましては、2階、3階の共用廊下の手すりと、野外階段の手すりについて、立ち上がりの壁と手すりの間隔が広く、安全性を考慮して一本横竿を追加をいたしました。その追加が149万4,000円の増額となります。

5番目には、内装棚の変更です。こちらは平面図の緑色の箇所となります。部屋に棚を設置する予定でありましたが、棚を設置することでエアコンを設置する際に支障となることが判明したので、棚の設置を取りやめることにしました。変更額がマイナスの131万7,000円の減額となります。

6番目に、その他の工事としまして、野外階段下に侵入防止の柵を2カ所設置、それと、屋上の通気管の配管カバーの個数を8個から7個に変更することができ減額をしております。それと、電気設備工事、機械設備工事の変更では、配管や配線など細かい部分の変更をしております。総額で20万5,000円の増額となります。

7番目につきましては、残土処分についてです。造成地から子育て住宅の床掘等をして、最終的に603立米の残土処分が必要となり、変更で166万6,000円の増額となっております。

工事の変更内容については以上となります。

また、今後も、工事の段階で変更を必要とすることが生じた場合、軽微な変更については町長の専決により実施をさせていただき、工事が竣工する前までに変更契約の締結について議会へご提案をさせていただくということでご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。1番に、土間下に下がり壁というのがございますけども、これが道路の一応勾配とか、これが勾配になつとるけん、その調整をすつためにこれをすつてことですよ。てことは、これはどのくらいあつとですかね、高さとしては。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 立ち上がりにつきましては、48センチとなっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。設計はどこか知りませんが、これだけの変更がですね、あつとるということで、考えてみたら、この室内棚、エアコンを設置する際に支障となるとか、これは普通、家をつくる時なんかですよ、エアコンなんかですね、つくつとは絶対というふうにやっぱりつくつでしょう。余りにもこの変更がですね、箇所が多いけんですよ、やっぱり一番最初の部分である程度設計士もですよ、もう少しぴしゃっと検討して、課長たちが見られてもですね、そうなかなかわからないかと思えますけれども、そ

ういうところのですね、余りにもここの変更がですね、多過ぎるからちょっと心配して質問いたしました。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 棚のですね、取りやめにつきましては、エアコンをつけるところのスペースがですね、ある程度予測をして棚をつける予定で設計をしてありましたが、近年ではエアコンの種類も数多くありますので、種類が限られているということで、施工者あたりの協議によってですね、棚をなくしていこうということで変更をすることとなりました。

それとですね、GLとか下がり壁の壁につきましては、建物については水平で建てるわけでございますけれども、地盤につきましては、水勾配あたりをとりますので、0.5%あたりで地盤をつくってまいりますけれども、進入路ですとか取りつけ道路あたりの関係でどうしても計画どおりにいかない部分もできてまいりますので、そちらで調整をする必要が出たということになります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

森田議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田です。7番の残土処分の追加で、地盤調整において発生した残土、それと造成工事において発生した残土の処分費用として挙げられておりますが、この1番の躯体コンクリートのところの変更理由のところに、敷地全体の高低差が大きく、外構と1階土間スラブとの擦りつけが困難な部分があったというふうにされておりますけれども、この残土でその高低差をなくすることはできなかったのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 残土で高低差をやるということはできませんでした。建物が立ち上がっておりますので、土間の位置あたりが確定しておりますので、下がり壁をして、その上に埋め戻し土で隠すということをしております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） わかりました。

それとですね、1番目の2番、バルコニーの幅ですかね、使い勝手及び施工性の向上を図るとしてありますけれども、使い勝手と施工性の向上というのの意味を教えてください。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 使い勝手の向上につきましては、バルコニーが15センチから20センチぐらい広くなるということで、使い勝手がよいという表現をしております。

それと、施工性の向上につきましては、部屋と部屋の壁からの延長線上がですね、このバルコニーの壁と一体となりますので、配筋あたりとかそういった工事の施工性が、施工しやすくなるということで、これは請負者あたりからの提案によってですね、変更をしたということになります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。本件とは直接的なあれではないですけど、関連でお聞きしてもよろしゅうございますか。

○議長（宮川安明君） はい。

○7番（荒田 博君） この子育て支援住宅の今の申し込みの状況を教えていただきたいと思います。その中で、町内と町外の申し込み者があると思いますけども、その内訳もちょっと教えていただければなと思います。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 現在の入居者の決定につきましては16世帯、町内が10世帯、町外が6世帯となっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。16ということで、若干まだ空きがあるのかなと思いますけれども、今、町内においては行政無線、防災無線のほうで募集等の案内が出ておりますけれども、町外に対してのPRでどのようなことをされてきたのか、そのあたりをよければ教えていただきたいと思っておりますけど。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 町内につきましては、ホームページ、行政無線、広報こうさ、あとチラシあたりで周知をしております。町外につきましてはですね、「くまにちすばいす」のほうに一度記事を載せまして、そのポスティングを行っております。その地域がですね、熊本市、宇土市、合志市、菊陽町、益城町、御船町、嘉島町に配布を行っております。それと、近隣ですね、公共施設、町内の企業あたりとかですね、お店、病院、ショッピングモール、それと病院関係とか近隣の企業にもですね、ポスターの掲示をお願いしてですね、張っていただいております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 熊日の新聞でしたか、いろんな団体、個人を呼んで、子育て住宅をですね、見学をするという記事があったと思うんですけども、これでですね、議員

もですね、見なくても大体わかるという人もいらっしゃるかも知れませんが、やっぱり議員も自由に見ていいあれはないのかなというふうに思うだけですね、仕切っているのです、なかなか無断で入るわけにもいかない、まだ工事途中なのです。やっぱり議員も1回ぐらいはですね、見るあれがあってもいいのではないかなというふうに思うんですけど、そういった点はどうなのでしょう。一人だけでもいいです。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） そういったご依頼があればですね、入居前にですね、一度見学会を開催させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番です。議案第36号、工事請負契約の変更についてでございますけれども、なかなか建築部分ということで私たちも判断に難しい部分がありましたけれども、建設課長のほうからの説明を聞きましてですね、よりよい施設になるために必要な変更ということで十分理解いたしました。

それから、本事業につきましては、甲佐地区の災害公営住宅、それから防災公園と一体となった整備ということで、震災からの復興のシンボリックな施設ということで位置づけられておりますことから、今後の円滑な事業推進に大いに期待しまして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第36号「工事請負契約の変更について」を採決いたします。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。11時半から再開します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時29分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8 議案第37号 工事請負契約の締結について

○議長（宮川安明君） 日程第 8、議案第37号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 議案第37号についてご説明を申し上げます。

議案第37号、工事請負契約の締結について。安津橋総合運動公園（仮称）テニスエリア整備工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。

令和元年 8 月 16 日提出。町長名でございます。

- 1、契約の目的、安津橋総合運動公園（仮称）テニスエリア整備工事。
- 2、場所、上益城郡甲佐町大字有安地内。
- 3、契約金額、1 億8,876万円。
- 4、契約の相手方、甲佐町大字白旗525番地、有限会社山形工務店、代表取締役山形學。
- 5、契約の方法、指名競争入札。

提案理由につきましては省略させていただきます。

次のページをごらんください。

説明資料 1 に仮契約書の写しを添付しております。

次のページをごらんください。

説明資料 2 に工事の概要の平面図を添付しております。平面図に基づきましてご説明をさせていただきます。

安津橋周辺で整備をしております安津橋総合運動公園（仮称）につきましては、甲佐地区かわまちづくり計画に基づき工事を進めているところでございます。平成30年度からサッカーエリアなどの整備を行っており、今回は安津橋下流の赤い部分のテニスエリアの整備工事を実施いたします。

工事の概要につきましては、平面図下の緑色の部分が砂入り人工芝のテニスコート、4面コートが2カ所となっており合計8コート、5,808平米の砂入り人工芝舗装となります。

灰色の部分が今回の駐車場となります。大型車両4台、普通車両102台が駐車可能となる駐車場の舗装工事を実施いたします。面積が3,183平米の施工となります。

また、外構工事といたしまして、コートを取り囲む防球ネット高さ3メートルを458メートルの施工と、表面排水のための側溝を398メートル施工いたします。詳細図、断面図につきましては、図面下に記載しているとおりの構造となります。

以上が工事の概要となります。

なお、今回も、工事の施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合、軽微な変更につきましては町長の専決により実施をさせていただき、工事が竣工する前までに変更契約の締結について議会へご提案させていただくということでご了解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） わからないところもたくさんあるのでですね、ちょっといろいろ質問させていただくことになるかと思うんですけどですね、今回の契約の相手方は山形工務店さんですけども、これは指名競争入札ということですけども、今回、一般競争入札ではなくて指名競争入札になった理由と、入札に参加した会社数は何社なのか、ちょっとそれをお聞きします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 入札の参加者数ですけども、参加者数につきましては4者でございます。町内の4者ということとなっております。指名につきましては、町内のAランクの業者を指名しているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 師富副町長。

○副町長（師富省三君） 今回のこの工事について指名競争入札で行いましたが、何で一般競争入札をしなかったのかというご質問でございますが、一般競争入札をする場合は、町の規定でですね、建築工事で木造を除いた建築工事、いわゆるコンクリート造等ですね、建築工事で、5,000万円以上の工事というような形で基準を設けております。この場合は一般土木の工事でございますので、かつ、町内業者でできるというような工事内容でございますので、指名競争入札ということで4,000万円以上のAの業者で指名をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） じゃあ、その入札率をですね、お聞きをします。

それとですね、ちょっとたくさんなので、それからこの公共工事請負の契約書の中ですね、解体工事に要する費用等、別紙のとおりというふうにあるんですけどですね、この別紙が何なのか、私はちょっとわからないんですけども、解体工事はどこをするのかですね、その費用等とかですね、この別紙はありましたか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 入札率につきましては、95%となっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 契約書に添付しております解体工事の別紙については、建設リサイクル法に基づく契約書であります。土木工事の場合、請負金額が500万円以上の工事については、分別解体や再資源化を実施する施設や費用を記載した書面を発注者と契約を行うこととなっておりますので、今回、工事で発生する解体費用、コンクリートを解体するとかそういった費用をですね、書いて、記載する金額を別紙としております。今

回、添付資料のほうにはつけてございません。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） あそこの駐車場ですけど、あそこはコンクリートでしたっけ。やっぱりコンクリートを剥いで、その解体というふうな形で言われているんですかね。芝生だったと思うんですけど。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 土木工事のですね、請負金額が500万円以上が全て対象となりますので、解体費用があるなしにかかわらず、別紙資料を添付して、解体費用が幾らになるかを記載する書類でございますので、解体がなかった場合は該当なしという別紙となると思います。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） すみません、何回も。9番です。

砂入り人工芝というのは近隣にどっかあるかということと、それとテニスをする場合、普通、審判台とかがある場合、ああいう備品はまた別になるわけですね。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 近隣の人工芝のテニスコートは、美里町とあと益城町にありますけれども、同じ人工芝でもですね、見た目は同じでも品質あたりで違いがございますので、一概に同等ということではないと思います。

それと、備品についてはですね、支柱については今回の工事につきましても、ほかの備品につきましては、別途購入ということになります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） すみません、今、砂入り人工芝ということは近隣にもあるということですけども、それよりも上のランクを今回してあつてということですかね。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。設計をするに当たってですね、町のテニス協会あたりともですね、協議をいたしまして、よその施設あたりとも比べたときにですね、こういう施設が品質がいいんじゃないかということも協議した上で、今回の設計を行っております。

以上です。

○9番（福田謙二君） わかりました。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番。ちょっと今の質問にも関連しますけれども、8面つくられるということでございます。おそらくその数にもこの芝の種類にも、何か関連性がある

と思うんですけど、町だけの大会じゃなくて県の大会とかもっと上の大会を呼ぶためにこういった8面が必要とか、もしくは、そういった芝を使わなければならないとかいうような何か意図があってこれを選定したかということではないんでしょうかね。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） このテニスコートを建設するに当たりましては、大きな大会ができるのが最低8面というようなことで、町のテニス協会でありますとか県のテニス協会、そういった関係団体のほうにですね、お話をして、これを建設しているというところで、コートの質ですね、人工芝、今説明した芝についてもですね、そういった関係のところと打ち合わせをして、大きな大会ができるような形でということで建設しております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） そういうことではないだろうかという判断はしました。

となると、近隣の芝の状況ではなくて、大きな大会を誘致しているところの芝の規格と同等かそれ以上を比較対象としないと、近くのコートの比較ではちょっと意味がないんじゃないかと思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 鳴瀬議員がおっしゃるとおりでございます。近隣といいますか、近隣にそういった施設がですね、今のところございませんので、県下全体を見回しまして、このような大会ができるようなところということで、打ち合わせをしてくっているところでございます。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 甲斐でございます。関連してですけど、8面つくられると、今、県大会レベルの大会ができるとおっしゃいましたが、親御さんたちが応援に来られると思いますが、そういった方たちの観覧席というのは設けられないのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 観覧席については、現在のところ設けてはございませんけれども、堤防の法面ですとか、そういった見えるところはあると思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） グラウンドゴルフ場の、今は駐車場になっているところをですね、全面に8面のコートをつくるわけですけども、あの中にあるトイレとかですね、それから、今グラウンドゴルフ場用の簡易トイレがあって、管理棟なんかもあるわけですけども、もしこれが総合的になった場合ですね、管理棟はどうなるのかですね。それから、グラウンドゴルフをする人たちのトイレはそのままあそこに置くのか。

それか、テニスコートが8面ということになればですね、大きな大会とかになれば、どういった大会なのか具体的にはちょっとわかりませんが、それもお聞きしたいと思

いますけれども、どういった大会を想定されているのかですね、その参加人数によればやっぱりそれなりのトイレの数というのがですね、必要になると思うんですけども、そういったのは考えておられるのでしょうか。

まずはグラウンドゴルフ場を利用する人たちのためのトイレとその管理棟はどうなるのかということと、その2点です。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 今ご質問のほうにあってはいます、テニス大会等があると。また、グラウンドゴルフ場でのトイレのお話ですけども、今現在、グラウンドゴルフ場の管理棟としてございます。そこにもトイレはございますけれども、それについてはそのままとなっております。ただ、この全体での計画といたしましては、前回の議会でもご説明しましたが、安津橋より上流側にですね、また新たな管理棟を設けて、そちらのほうにもトイレ等の設備を整備する予定といたしております。

○議長（宮川安明君） 大会は。

社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 大会についてはですね、いろんな大会ができると思いますけれども、最低でも県体ですね、県民体育祭あたりの大会はできると思います。それと、個々のですね、スポンサーがある大会についてもですね、8面あれば十分機能できるというふうなお話で打ち合わせをしているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 県体は1年に一遍ですけどですね、そういった大会なんかをですね、何ていうんですかね、8面を生かすほどの、なくちゃいけないというふうにおっしゃるんでしょうけどですね、やっぱりそういった、指定管理者が入るということで、指定管理者の方たちも努力されるというふうに答弁されるかなと思うんですけどですね、そこら辺がですね、なかなか具体的にどういうふうなサイクルでですね、考えておられるのかですよ。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 県体は最低できるということでございますので、そういった大きな大会ができるという意味でございます。

それと、個々の大会といいますのは、それぞれにスポンサーがついた何とか杯とか、そういう大会がですね、県下でも8面あるコートは少ないということで、ここで大会をすることによって、町の活性化であるとか人のよりどころになると、そういった意味で建設をしているということでございますので、個々の大会についてはですね、何がいつあってどうするのかというのは今のところ把握はしておりませんが、そういった大会はたくさんあるということで聞いております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。お願いなのですが、本件に直接関係はございませんけども、37号と38号で工事請負の締結がございます。今までですと、震災復旧ということでそのあたりのこと、震災復旧がメインでございましたものですから、金額面の追求とかですね、そのあたりをしない、そちらの復旧がメインでございますけども、今後はですね、入札に関しては入札の、何社あって金額等々、入札率とかもあわせて提出していただけますと毎回聞かなくていいのかなと思いますので、そのあたりを出せるのであれば出させていただきたいなと思いますので、そのあたりをちょっと協議していただければと、お願いでございます。すみません。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 今ご指摘の入札率と業者の数等でございますけれども、これについてはですね、はっきりわかっておりますので、必要ということであれば事前にお渡ししてもいいかと思えます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田です。先ほど、観覧席がないというようなお話の中で、堤防を観覧席に使用したいというような回答がありましたけれども、堤防に階段をつくるということは可能なんでしょうか、お伺いします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 堤防にですね、階段を設置することは不可能だと思います。堤防をですね、掘削等をする事ができませんので、小段をつけるぐらいだったら可能かもしれませんが、これもやっぱり協議が必要ですので、そちらについてはまた検討をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時52分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） テニスコート8面のことも含めてですね、それからサッカー場2面、ソフトボール、それから野球場というふうにこれから次々と建設されるわけですけども、全体としてですね、よく交流人口というふうに言われるんですけども、どれだけのですね、利用者数を見込んでおられるのかですね。そしてまた、一番問題になろうと私が思っているのはですね、この維持管理費用ですよ、それはどのくらいというふうに考えておられるのかというのをですね、お聞きします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 最初に交流人口の件でのお尋ねがありましたけれども、開催する競技の大会あるいは種目等によって、これは当然変わってきます。

一つの参考基準となるのが、緑川スポーツフェスタで考えてみますと、最大3,000人から5,000人というような規模でのそういうイベントを開催した経緯がありますので、一度に全ての種目競技が行えるかどうかについてはわかりませんが、年間を通した利用者数というものを考えたときには、相当な数に上ると。

したがって、そういう交流人口を増やしていくための一つの手段としてあるのが、やはり指定管理者制度を使ったところでの活用だろうというふうに思います。

維持管理の費用については、これは指定管理者制度の制度自体の考え方にもよると思いますが、現在のところ、グラウンドゴルフ場については、その利用料を使ったところで維持管理をやっているということで、町からの負担は発生しません。

今後、緑川のこの安津橋総合運動公園については、何度も申し上げておりますとおり、現在のところの考えとしては指定管理者制度を用いてやろうと思っております。ただ、それをどういうふうな内容でどこまで詰めてというところまではまだ行っておりませんので、今後の内部での詰めた協議が必要だろうというふうには考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今回の工事契約ではテニスコートが約1億9,000万円ができるということはわかりましたけれども、一番重要な事業の目的をですね、実現するための採算性といいますか、そういった点がですね、なかなか理解できないというか、不明確ではないかなというふうに考えます。

町を活性化させることは甲佐町にとって重要な課題ではありますけれども、多額の経費をかけて建設するこの事業の見通しについてはですね、施設のコストの見直しなど、納得できる説明にはですね、なかなかいっていないというふうに思います。

よって、多くですね、まだまだ私としては多くの疑問や懸念がですね、払拭できておりません。ゆえに、今回のこの提案についてはですね、賛成しかねます。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

森田議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田です。先ほど来、いろんな意見が出ておりますけれども、この仮称安津橋運動公園につきましては、サッカー場に引き続きテニスコートの整備等を今回進められている予算であります。ここの場所については、非常に住民の方々も

関心と期待を持っておられます。多額の金額を要しますけれども、町が目指す交流人口に向けての活性をお願いしまして、議案第37号、工事請負契約の締結について賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第37号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮川安明君） 賛成多数。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第38号 工事請負契約の締結について

○議長（宮川安明君） 日程第9、議案第38号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） それでは、議案第38号についてご説明申し上げます。

議案第38号、工事請負契約の締結について。井戸江峡キャンプ場整備工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。

令和元年8月16日提出。町長名でございます。

記。

- 1、契約の目的、井戸江峡キャンプ場整備工事。
- 2、場所、熊本県上益城郡甲佐町大字安平地内。
- 3、契約金額、2億900万円。
- 4、契約の相手方、熊本県八代市宮地町2088番地、株式会社松島建設、代表取締役松嶋進治。
- 5、契約の方式、指名競争入札。

提案理由につきましては省略させていただきます。

今回の議案の資料といたしまして、まず資料1に仮契約書の写しを添付させていただいております。資料2で、整備工事の概要をまとめたものをお配りさせていただいております。それと図面につきまして1から4、A3の4枚をご用意いたしております。

それではまず、図面1のほうをお願いいたします。

図面の上のほうにつきましてが緑川になります。緑川につきましては、図面の右から左に、右が上流、左が下流となっております。今回、整備いたします部分につきましては、主な部分といたしまして、緑で書いてありますが、まず芝生広場、その隣に駐車場、真ん中に入口施設、右側に6メートル掛ける8メートルのキャンプテラスとして、デッキを4カ所、図面の右上になりますけれども、テントサイトといたしまして、ウッドデッキ3メ

ーター掛ける4メートルが四つ、その隣に屋外水道施設、シャワー室、ショップ、レストラン・バーとなっております。

図面2のほうをお願いいたします。

入口施設につきましては、木造平家建ての床面積107.64平米です。機能といたしましては、受け付けのホール、従業員の控室、トイレ、備品倉庫、お客様のトイレ等の設備となっております。

続きまして、レストラン・バーにつきましては、飲食スペース、厨房、バックヤード、前室、トイレとなっております。レストラン・バーにつきましても、木造平家建ての135.8平米となっております。

図面3のほうをお願いいたします。

ショップといたしまして、これにつきましても、木造平家建ての24.84平米。売り場とカウンターとバックヤードとなっております。

シャワー室につきましても、木造平家建ての49.63平米。シャワーにつきましては、4個設置をすることとしております。

屋外水道施設といたしまして、簡易な建物を想定しております。これについては、水道蛇口を四つ設けることといたしております。

図面4につきましては、今、現況のキャンプ場の平面図となります。今回、新たにキャンプ場新設に伴いまして、斜線部に関します建物について解体工事を行うということといたしております。

以上が工事の主な内容となっております。

なお、工事施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合、軽微な変更につきましては町長の専決により実施させていただき、工事が竣工する前までに変更契約の締結について議会へ提案させていただくことをご了解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。この新しく建設が予定されているキャンプ場ですね、これは季節限定なのか、年間を通してなのか。それと、この建設される施設はですね、どれくらいの年数ですね、使用できるものというふうに考えていらっしゃるのか、説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 施設の提供期間、通常営業日といえますか、それにつきましては、現在のところ通常営業で考えております。

それとあと、施設の……。

通常、木造の建物については20年以上ということが、耐用年数としてはありますけれども、現在のところ、何年までに閉鎖するとか、何年まで続けるということとはございません

けれども、通常、維持管理をしながらですね、運営状況を見ながら運営をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今までのキャンプ場ですよね、施設がどっか出とった、4面か、出とったと思うんですけど、これにキャビンとかバンガローがありますが、これをつくられてですよ、どれぐらい運営できたのかということでは、年数的にそんなに長くないんじゃないかと思うんですけど、こういうふうな木を使ったものはですね、どうしても長くもたないというのがありますけど、そういった面で、この施設の建設費用が2億900万円ありますが、事業の採算の見通しもあわせてですね、どうなのかということをやっと心配するところもありますので。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） この井戸江峡キャンプ場につきましては、昭和60年ですね、まず炊事場とトイレ、駐車場を新設しております。それを初めといたしまして、数年間にわたり、バンガローの3棟、それとその後のバンガローの2棟と、施設の増築を行っておりますけれども、平成9年度がですね、最後、キャビンというのをですね、2施設つくっておりますけれども、いずれも25年以上は経過しております。

また、キャビンについてはですね、長年ちょっと使っておりませんでしたけれども、若干の屋根とか何とかのですね、塗装をし直せばまだ今でも使えるというような状況でございますので、管理状況次第ではですね、25年以上はもつというような形で今、考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） これまで井戸江峡キャンプ場につきましては、木質系でつくられておりました。今回も木造平家建てではございますが、屋根部分につきましてはガルバリウム鋼板、外壁につきましては金属のサイディング張りという形で設計をいたしております。

それと、キャンプテラスサイトのウッドデッキですけれども、これにつきましてはですね、木質系の廃材と廃プラを利用してですね、木質系の廃材、材木について粉末化したものと樹脂を混ぜたところでの製品という形ですので、メンテは単なる木造だけではなく、木造のときよりもメンテの必要が軽くなるということと、もう一つの利点といたしましては、材木でつくったデッキと違いまして、けば立つといたしますか、ささくれができませんので、そういったところで安全性も確保できるということになっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。今、社会教育課長のお話の中でですね、今の施設を補修すれば使えるというようなお話もありましたけど、そういった意味では、全面

的にリニューアルをされるということはですね、それはそれとしていいことですが、今ある施設をですね、使えるものをですね、壊して新しくというのは、そういったものはどうかというふうに今ちょっと思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 躯体がですね、朽ちてないという意味でございまして、いろんな、きちんと使えるようにすればですね、それなりのお金が必要となります。あとの部分についてはですね、躯体自体が損傷を、平成9年のバンガローが一番最後で、躯体自体は残っているけども、いろんな整備は必要というような意味で私はお答えしたということでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ちょっと補足をさせていただきます。この整備の原資といえますか、財源については、ご存じのとおり地方創生の拠点施設整備交付金を活用させていただきます。これは国の補正予算を活用させたところで、今年度中に仕上げなくちゃなりませんけれども、その全体のコンセプトの中で配置計画から建物の計画等も盛り込んでおりますので、従来の施設をそのまま残した上での計画というのは考えにくいということでの今回の決定に至った次第でありますので、その点どうぞご理解のほどよろしく願います。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 3番、田中です。今回、このキャンプ場ができるということで、甲佐町の観光の目玉になるかと思いますが、一応これをつくる上でですね、町の集客、収益、活性化に対する効果とか、そういうものもある程度、町で考えられると思いますが、わかる範囲でいいのでよかったですら教えてください。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） まず、交流人口ということで、来客者数につきまして、まず宿泊者のみで試算もしております。

キャンプテラスにつきましては、1張り収容人員が6名ですので、4カ所ですので24名の宿泊が可能となっております。テントサイトにつきましては、1張り最大収容が3名ですので、4カ所ございますので12名の最大宿泊ができるということになっています。

試算の中ではですね、キャンプテラス最大6名ですけれども、平均的に3名がお泊りになられたと。テントサイトにつきましては、最大3人収容可能ですけれども、平均的に2名がお泊りいただいたというところで試算をしております。

今回の試算に当たりましては、1年目につきましては営業日を考えまして9カ月、2年目、3年目につきましては1年という形で試算をしております。

令和2年、オープン初年度ですけれども、これに対して稼働率を20%とした場合、宿泊者数が900名、2年度目につきまして、稼働率25%としたとき1,500名、3年度目につきましては、稼働率30%としたとき1,800名の宿泊者が出るという試算も出しております。

その他、宿泊のみならず、日帰りのデイキャンプ及びイベント等での利用をされる方もおられるかと思いますが、一応宿泊者だけに関しましては、そういった形での試算を出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） わかりました。一応そういう目標がございましたら、そういうものをですね、できるだけ達成できますようなイベントのほうをですね、いろいろお考えいただいて、なるべく周りの方に注目されるようなイベントを今後計画していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） なかなかこのウッドデッキにテントを張るといような形のこういった形式というのは、なかなか県内でも少ないかな、あるのかなというふうに思うんですけども、どこかこういった形式でやっているキャンプ場というのはあるんですかね。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（北野 太君） 井芹議員がおっしゃられるように、ウッドデッキの上にテントを張ると、比較的大きめのテントでですね、ちょっと普通のキャンプとは違って、豪華な形でキャンプができるということでやっておられます。

今、私の記憶の中にあるのは、五木村がやっておられます。それと、県北の山鹿とか、あちらのほうの周辺とかですね、いうところもやっておられます。

グランピング施設というところで、今、やはりといいますか、今からの新しいキャンプの形態ということでやっておられ、だんだんほかの市町村でも公的、民間を問わずやられて、少しずつ増えていくというような状況だと認識しております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 1点だけです。駐車場が15台、この15台をもしもオーバーした場合はどっか確保できてあつとですかね、ここは。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 駐車場につきましては、今、現段階で協議中でございますけれども、九州電力さんのほうが発電所の改築工事を行われておりました。もう発電は開始しております。今、新たにかけてられた橋梁をわたってですね、下流側、右側にですね、九州電力さんのほうで駐車スペース等について整備をしていただいて、このキャンプ場の施設として利用しても可能というところで、お互い協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 先ほど、人工木のウッドデッキということが出ました。まさにその今、配置図を見てるんですけれども、図面1のですね、ウッドデッキが四つありますけれども、そこから河川のほうに、新しくネットフェンスH1メートルということで設置をされます。標高を既存の図面の4番で見ますと、2メートル50から3メートルの高低差がございます。現地を見ると一目瞭然なんですけれども、そこで、転落防止ということでネットフェンスを1メートルされると思うんですけれども、これについてですたいね、こういった材質といいますか、通常は金属製のフェンスなのか。思うにですね、やっぱりここは自然に調和するようなフェンスか、もしくは擬木というような転落防止柵があると思うんですけれども、その辺についてもちょっと検討か何かをされた経緯はあるのかなと思います。

それと、もう一つあわせて聞きます。この上屋の建物ですね、レストランとか入口施設とか、先ほど担当課長のほうからも言われましたけど、材質が金属性のサイディング張りということで説明を受けました。ということは、これもあわせてですね、やっぱり周りの自然環境との調和のとれたようなカラーリングについても考えておられるのかなということで、この2点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 色とか自然との調和ということですが、今後ですね、建物工事に入る段階におきまして、建築工事の場合は、材料をどのようにしていくか、どのような色にしていくかというのが今後、協議をしていきますので、その中で調和のとれた色を選定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する反対者の意見を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番。議案第38号、工事請負契約の締結についてでございます。ただいまさまざまなご意見が出ました。担当課長のほうからも説明がございましたとおり、この井戸江峡キャンプ場の現状としまして、建屋の建設から25年もしくは30年近くたっておるということでございます。そういったこともあって、老朽化もあります。

また、先ほどの第37号でもありましたように、現在進められております安津橋の総合運動公園の整備、仮称ではございますけれども、これにおきましても交流人口の対策の一環といいますか、一翼を担う事業ということで私も考えますので、本案については何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第38号「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議されました事件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 令和元年第5回臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご提案をいたしました案件につきまして、慎重審議の上、原案どおりご議決をいただき、誠にありがとうございました。

本日もご議決をいただきました各工事につきましては、早期完成に向け取り組んでまいります。また、今臨時会でご指摘をいただきました事項につきましては、今後の町政運営に生かしていく所存でございます。

今後とも町政発展のため特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願いを申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。

なお、明後日午前9時30分より県道御船甲佐線、田口橋の開通式を県と甲佐町共同で執り行うことといたしております。議員各位におかれましては、是非ご出席をいただきますよう改めてご案内を申し上げますとともに、田口橋改修に対する議員各位のこれまでのご支援に対して心から感謝を申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） 本日、可決されました案件につきましては、今後の町政執行に万全を期されますとともに、審議の過程において表明された議員各位の意見及び要望等を十分尊重されますよう切に希望し、これをもって令和元年第5回甲佐町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後0時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録
令和元年第5回臨時会

令和元年8月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮川安明
編集人 甲佐町議会事務局長 岡本幹春
作成 大和速記情報センター TEL (092) 475-1361

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198